

島田市の国民健康保険

(概要版)

令和6年度版



健康福祉部国保年金課

目 次

1. 島田市の概略	1
2. 一般概況	2
(1) 国民健康保険等の変遷	2
(2) 国保事務機構と職員数	8
(3) 島田市国民健康保険運営協議会	9
(4) 市内保険医療機関	10
3. 事業概況	11
(1) 被保険者	11
① 加入状況	11
② 被保険者の事由別異動状況	11
(2) 保険給付	12
① 療養の給付	12
② 療養費の支給	12
③ 高額療養費等の支給	12
④ その他の保険給付の支給	13
⑤ 徴収金の調定状況	13
⑥ 医療費諸率の県計との比較	13
⑦ 診療区分別の疾病分類統計	14
(3) 保健事業	15
(4) 国民健康保険税の概要	17
① 国保税賦課割合及び税率	19
② 国保税1世帯当たり及び被保険者1人当たり調定額	19
③ 軽減の状況	20
④ 納付方法別割合	20
⑤ 令和6年度所得段階別の世帯数	21
⑥ 国保税収納状況	21
4. 国民健康保険財政	22
5. 国民健康保険事業費納付金	23

1. 島田市の概略

島田市は静岡県の中央部、大井川の流域に位置しています。北部には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がります。また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が市内を流れています。

かつては榛原郡、志太郡の40の村・集落から廃置合併を繰り返し、最近では、平成17年5月5日に島田市と金谷町が合併し新島田市が誕生し、また、平成20年4月1日には川根町全域を編入する合併を行い、現在の行政区域となっています。



◇島田市の位置（市役所）

東経 138度10分34秒

北緯 34度50分11秒

海拔 56.4 m

◇島田市の面積

315.70 k㎡

◇島田市の広がり

東西 約23 km

南北 約31 km

◇住民基本台帳による人口及び世帯数

人口 95,218人

男 46,668人

女 48,550人

世帯数 39,451世帯

(注)令和6年3月31日現在、外国人含む



2. 一般概況

(1) 国民健康保険等の変遷

年月日	内 容
S30. 1. 1	島田市と旧六合村・大津村・大長村・伊久身村（分村）の合併に伴い、既に事業実施中の旧村4地区を対象とした国保事業を実施
35. 1. 1	島田市全市で国保事業実施
38. 12. 1	島田市の全世帯主、全疾病の7割給付の実施
41. 12. 1	島田市国民健康保険直営大長診療所の廃止
42. 3. 1	島田市国民健康保険直営六合診療所の廃止
47. 4. 1	島田市国民健康保険税の納期を10回から6回に変更
62	島田市国民健康保険条例改正14条 被保険者証の返還
63. 4. 1	島田市国民健康保険税、仮算定廃止に伴い納期月を変更（7, 8, 9, 11, 12, 2月）
H 1	島田市、国の指定を受けヘルスパイオニアタウン事業開始（3年継続）
3. 4. 1	島田市、国の指定を受けヘルスパイオニアタウンパートII事業開始（3年継続）
4. 4. 1	島田市、国の指定を受けヘルスパイオニアタウンパートI（2次分）事業開始（2年継続）
7. 4. 1	島田市国民健康保険税条例の改正 国保税按分率及び賦課限度額（50万円）を改定、納付回数を6回から8回に改定
8. 4. 1	減額賦課・控除基準額23万5千円から24万円に改める
9. 4. 1	賦課限度額52万円から53万円に改定
10. 4. 1	島田市国民健康保険税条例の一部改正 所得割率を100分の4.60から100分の5.10に改定 均等割額を13,200円から18,000円に改定 平等割額を14,400円から18,000円に改定 賦課限度額を50万円から53万円に改定
15. 4. 1	島田市国民健康保険税条例の一部改正 所得割率を100分の5.10から100分の6.00に改定

	均等割額を 18,000 円から 24,000 円に改定 平等割額を 18,000 円から 22,800 円に改定
16. 4. 1	市民課国保担当が国保年金係、国保税係の 2 係となる
17. 5. 5	旧島田市、旧金谷町が合併し、新島田市誕生 国保年金課が独立 国保年金係、国保税係の 2 係で構成 国民健康保険税賦課納付方式は、1 市 2 方式を採用（不均一課税） 人間ドックの契約健診機関を 4 箇所とし、すべて定率 7 割助成とした 脳ドック助成を開始
18. 4. 1	島田市国民健康保険税条例の制定 島田地区、金谷地区の国民健康保険税率を統一 所得割率を 100 分の 6.0 から 100 分の 6.1 に改定 平等割額を 22,800 円から 24,000 円に改定 介護納付金賦課限度額を 70,000 円から 80,000 円に改定
20. 4. 1	旧川根町が島田市に編入合併 国保年金課が市民課に統合 国民健康保険税の税率改正 基礎課税額 所得割率を 100 分の 6.1 から 4.2 に改定 資産割率を 100 分の 25.0 から 20.0 に改定 均等割額を 24,000 円から 22,200 円に改定 平等割額を 24,000 円から 16,800 円に改定 賦課限度額を 530,000 円から 470,000 円に改定 後期高齢者支援金等課税額（新設） 所得割率 100 分の 1.5 均等割額 6,600 円 平等割額 6,600 円 賦課限度額 120,000 円に設定 介護納付金課税額 所得割率を 100 分の 1.0 から 1.4 に改定 均等割額を 6,000 円から 12,600 円に改定 資産割額を廃止

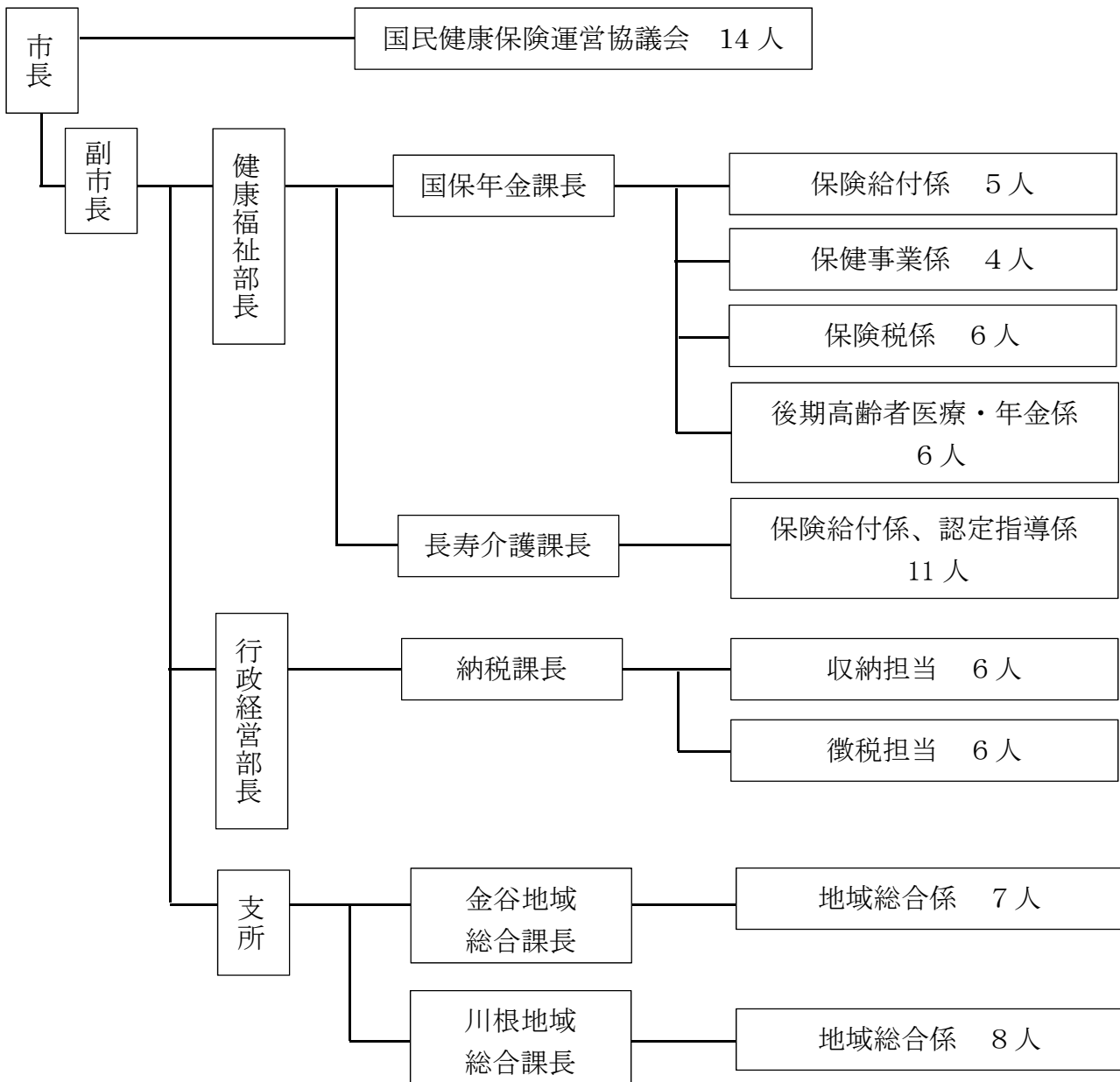
	<p>平等割額を廃止</p> <p>賦課限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>第 1 期特定健康診査等実施計画策定</p>
22. 4. 1	<p>島田市国民健康保険税条例の一部改正</p> <p>介護納付金賦課限度額を 90,000 円から 100,000 円に改定</p> <p>非自発的失業者の保険税軽減開始</p>
23. 4. 1	<p>島田市国民健康保険税条例の一部改正</p> <p>基礎課税賦課限度額を 470,000 円から 500,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金賦課限度額を 120,000 円から 130,000 円に改定</p> <p>人間ドック助成額を 7 割から定額 (20,000 円) に変更</p> <p>脳ドック助成額を 7 割から定額 (10,000 円) に変更</p> <p>出産育児一時金受取代理制度の運用を開始</p>
24. 4. 1	<p>市民課から独立、国保年金課となる</p> <p>国民健康保険税の税率改正</p> <p>基礎課税額</p> <p>所得割率を 100 分の 4.2 から 5.1 に改定</p> <p>均等割額を 22,200 円から 27,800 円に改定</p> <p>平等割額を 16,800 円から 21,600 円に改定</p> <p>賦課限度額を 500,000 円から 510,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額</p> <p>所得割率 100 分の 1.5 から 1.9 に改定</p> <p>均等割額 6,600 円から 8,000 円に改定</p> <p>平等割額 6,600 円から 8,000 円に改定</p> <p>賦課限度額 130,000 円から 140,000 円に改定</p> <p>介護納付金課税額</p> <p>所得割率を 100 分の 1.4 から 1.8 に改定</p> <p>賦課限度額を 100,000 円から 120,000 円に改定</p> <p>高額療養費の外来現物給付を開始</p> <p>7 月 住基法の改正に伴い、外国人住民の国保適用の変更</p>
25. 4. 1	<p>第 2 期特定健康診査等実施計画策定</p>

26. 9. 1	全国健康保険協会静岡支部と「健康づくり推進に向けた事業連携に関する協定」を締結
27. 3	島田市国民健康保険データヘルス計画策定
27. 4. 1	保健事業係を新設 国民健康保険税の賦課限度額の改定 後期高齢者支援金等課税額 賦課限度額を 140,000 円から 160,000 円に改定 介護納付金課税額 賦課限度額を 120,000 円から 140,000 円に改定 5割、2割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大
27. 5. 7	コンビニ収納を開始
28. 4. 1	国民健康保険税の賦課限度額の改定 基礎課税額 賦課限度額を 510,000 円から 520,000 円に改定 後期高齢者支援金等課税額 賦課限度額を 160,000 円から 170,000 円に改定 介護納付金課税額 賦課限度額を 140,000 円から 160,000 円に改定 5割、2割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大
29. 3	第2期島田市国民健康保険データヘルス計画策定
29. 4. 1	国民健康保険税の賦課限度額の改定 基礎課税額 賦課限度額を 520,000 円から 540,000 円に改定 後期高齢者支援金等課税額 賦課限度額を 170,000 円から 190,000 円に改定 5割、2割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大
30. 3	第3期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定
31. 3	第2期島田市国民健康保険データヘルス計画改訂

31. 4. 1	<p>国民健康保険税条例の改正</p> <p>基礎課税額分</p> <p>資産割廃止</p> <p>所得割率を 100 分の 5.1 から 6.6 に改定 (経過措置有 : H31 5.1 ・ R2 5.8 ・ R3 6.2)</p> <p>賦課限度額を 540,000 円から 580,000 円に改定</p> <p>5割、2割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大</p> <p>特定健康診査の自己負担額無償化</p>
R2. 4. 1	<p>国民健康保険税の賦課限度額の改定</p> <p>基礎課税額</p> <p>賦課限度額を 580,000 円から 610,000 円に改定</p> <p>5割、2割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大</p> <p>窓口業務の包括委託を開始</p> <p>若年層 (35~39 歳) の特定健康診査、特定保健指導を開始</p>
2. 4. 2	<p>国民健康保険条例の改正</p> <p>傷病手当金支給制度創設 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策関連)</p>
2. 8. 1	<p>被保険者証と高齢受給者証を一体化</p>
3. 4. 1	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施関係事業を本格実施</p> <p>国民健康保険税の賦課限度額の改定</p> <p>基礎課税額</p> <p>賦課限度額を 610,000 円から 630,000 円に改定</p> <p>介護納付金課税額</p> <p>賦課限度額を 160,000 円から 170,000 円に改定</p>
3. 10. 1	<p>オンライン資格確認の本格運用開始</p>
4. 4. 1	<p>未就学児均等割分の国民健康保険税の軽減措置を開始</p> <p>減塩普及啓発事業 (島田市国保 T E ・ A プロジェクト) を開始</p> <p>オンラインでの申請等の受付を開始 (人間ドック費用助成)</p>
5. 1. 1	<p>公金受取口座登録制度の本格運用開始</p>
5. 4. 1	<p>組織改編により国民健康保険税の収納・徴収業務を納税課に移管</p> <p>国民健康保険係を保険給付係に改め、資格管理業務を保険税係に移管</p>

	<p>出産育児一時金を 42 万円から 50 万円に引上げ</p> <p>国民健康保険税の賦課限度額の改定</p> <p>基礎課税額</p> <p>賦課限度額を 630,000 円から 650,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額</p> <p>賦課限度額を 190,000 円から 200,000 円に改定</p> <p>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大</p>
6. 3	第 3 期島田市国民健康保険データヘルス計画（第 4 期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定
6. 4. 1	<p>国民健康保険税の賦課限度額の改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額</p> <p>賦課限度額を 200,000 円から 220,000 円に改定</p> <p>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準額を引上げ、法定軽減対象世帯を拡大</p>
6. 12. 2	<p>マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を基本とする仕組みに移行</p> <p>12 月 2 日以降被保険者証は新たに発行されなくなる。（現行の被保険者証は、有効期限まで使用可）</p>

(2) 国保事務機構と職員数



国保年金課事務分掌(国民健康保険事業関係)

係名	事務内容
保険給付係	・事業運営 ・保険給付 ・財務管理
保健事業係	・特定健診 ・特定保健指導 ・保健事業
保険税係	・保険税の賦課 ・資格管理

(3) 島田市国民健康保険運営協議会

1 審議事項

- 一部負担金の負担割合に関する事項
- 保険税の賦課方法に関する事項
- 保険給付の種類及び内容に関する事項
- 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

2 委員構成

- 被保険者を代表する委員 4人
- 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- 公益を代表する委員 4人
- 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

3 委員名簿

- 会 長 洪谷 俊弘
- 会長代理 森下 真琴
- 任 期 3年 (令和6年6月1日～令和9年5月31日)

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
被保険者を代表する委員	水 野 京 子	
	高 野 由 美	
	大 澤 万 壽美	
	前 原 洋 子	
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	田 口 博 之	島田市医師会
	坂 井 敏 明	榛原医師会
	小 川 恵 治	島田歯科医師会
	林 拓 郎	島田薬剤師会
公益を代表する委員	洪 谷 俊 弘	島田地区自治会長
	永 田 清	島田地区自治会長
	山 下 雅 男	島田市民生児童委員
	森 下 真 琴	島田市商工会
被用者保険等保険者を代表する委員	今 泉 菜穂子	全国健康保険協会静岡支部
	富 永 安 裕	健康保険組合連合会静岡連合会

(4) 市内保険医療機関

1 医療機関数及び医療従事者数

(各年度4月1日現在)

区分	施設		病床		内科医師		歯科医師		薬剤師	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
病院	1	1	445	445	108	110	2	2	29	28
診療所	50	49	20	20	67	66	—	—	—	—
歯科診療所	34	34	—	—	—	—	39	38	—	—
薬局	55	56	—	—	—	—	—	—	88	75
合計	140	140	465	465	175	176	41	40	117	103

※薬剤師数は薬剤師会の会員のみ

2 医師密度

(各年度4月1日現在)

区分	人口		被保険者数	
	R5	R6	R5	R6
内科医師1人当たり	549人	541人	104人	98人
歯科医師1人当たり	2,345人	2,381人	442人	430人

3. 事業概況

(1) 被保険者

①加入状況

(単位：人、世帯)

年度	①市全体		②国民健康保険		③加入率(②/①)	
	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	人数	世帯数
R01	98,041	38,300	20,291	12,731	20.70%	33.24%
R02	97,470	38,618	19,816	12,528	20.33%	32.44%
R03	96,769	38,766	19,266	12,363	19.91%	31.89%
R04	96,130	39,210	18,118	11,945	18.85%	30.46%
R05	95,218	39,451	17,212	11,405	18.08%	28.91%

②被保険者の事由別異動状況

ア. 資格取得(増加)

(単位：人)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	合計
R01	621	3,105	16	76	0	199	4,017
R02	486	3,049	19	48	2	142	3,746
R03	459	2,865	17	42	0	161	3,544
R04	710	2,769	33	41	1	135	3,689
R05	592	2,956	24	37	1	140	3,750

イ. 資格喪失(減少)

(単位：人)

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	合計
R01	462	2,557	47	154	1,035	443	4,698
R02	396	2,404	45	147	827	402	4,221
R03	384	2,222	55	146	961	326	4,094
R04	422	2,444	49	143	1,483	296	4,837
R05	509	2,280	37	132	1,378	320	4,656

(2) 保険給付

①療養の給付

(単位：件、円)

年度	件数	費用額	保険者 負担分	一部負担金	他法負担分	
					他法優先	国保優先
R01	395,846	7,539,874,105	5,537,570,164	1,933,556,568	0	68,747,373
R02	374,134	7,258,471,762	5,334,432,453	1,848,321,094	0	75,718,215
R03	385,997	7,432,892,431	5,472,631,687	1,879,291,567	0	80,969,177
R04	376,403	7,311,272,308	5,393,545,481	1,824,155,488	0	93,571,339
R05	361,940	7,095,685,609	5,229,494,438	1,786,917,797	0	79,273,374

②療養費の支給

(単位：件、円)

年度	件数	費用額
R01	7,030	55,585,139
R02	6,461	52,350,856
R03	6,331	51,819,781
R04	5,832	46,957,847
R05	6,144	51,885,585

③高額療養費等の支給

(単位：件、円)

年度	高額療養費		高額療養費(外来年間合算)		高額介護合算療養費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R01	14,005	763,713,880	76	2,059,934	31	597,084
R02	13,478	740,586,581	93	2,574,508	23	337,178
R03	13,407	748,873,033	82	2,244,131	19	741,554
R04	15,033	764,384,513	75	2,087,728	24	452,894
R05	14,203	746,726,424	93	2,659,318	33	669,171

④その他の保険給付の支給

(単位：件、円)

年度	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R01	70	29,069,551	141	7,050,000		
R02	27	11,198,679	139	6,950,000	0	0
R03	37	15,498,110	143	7,150,000	8	355,059
R04	31	12,977,540	126	6,300,000	24	706,767
R05	32	15,786,460	125	6,250,000	4	67,488

⑤徴収金の調定状況

(単位：円)

年度	第三者行為損害賠償金	徴収金・返還金
R01	10,379,144	5,727,950
R02	744,282	689,670
R03	5,269,049	988,232
R04	458,526	2,163,873
R05	9,393,426	1,629,563

⑥医療費諸率の県計との比較

(令和5年度分) しずおか茶っどシステムから

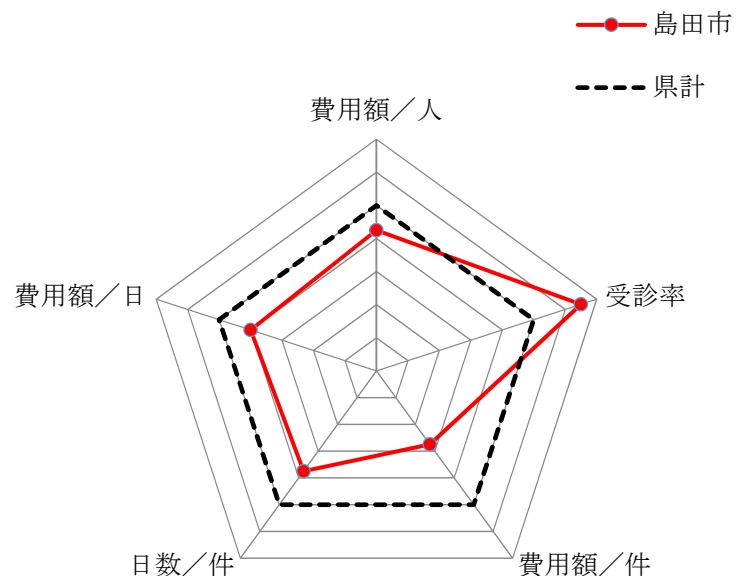
諸率	島田市	県計	諸率	島田市	県計
①費用額/人	365,212	375,604	①費用額/人	0.97	1
②受診率	1,186.03	1,114.68	②受診率	1.06	1
③費用額/件	30,793	33,696	③費用額/件	0.91	1
④日数/件	1.66	1.74	④日数/件	0.95	1
⑤費用額/日	18,526	19,339	⑤費用額/日	0.96	1

※左表は実数、右表は県計を1とした場合の

島田市の割合

※単位 ①③⑤:円、②:%、④:日

- ①1人当たり費用額
- ③1件当たり費用額
- ④1件当たり日数
- ⑤1日当たり費用額

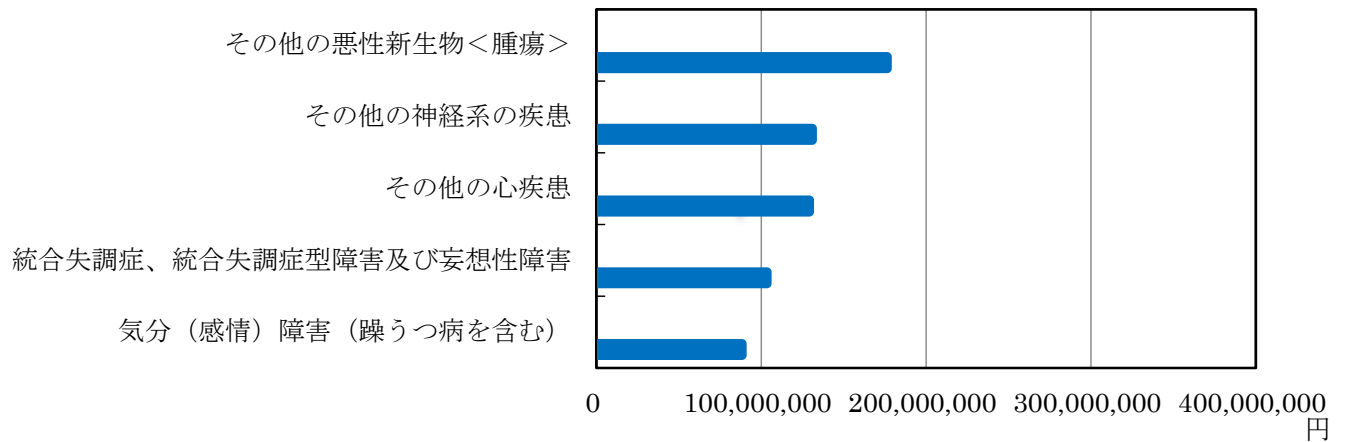


⑦診療区分別の疾病分類統計

(令和5年度分) しずおか茶っとシステムから

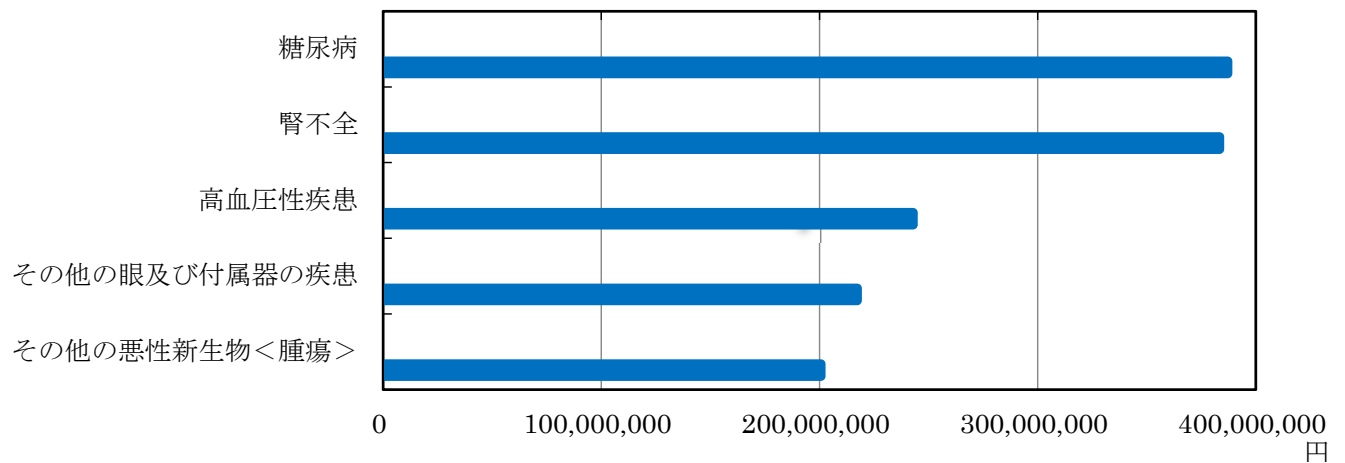
入院

疾病名称(中分類)	費用額(円)	構成割合
その他の悪性新生物<腫瘍>	176,277,400	8.22%
その他の神経系の疾患	130,859,250	6.10%
その他の心疾患	129,068,280	6.02%
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	103,348,710	4.82%
気分(感情)障害(躁うつ病を含む。)	88,191,320	4.11%



入院外

疾病名称(中分類)	費用額(円)	構成割合
糖尿病	387,063,430	9.59%
腎不全	383,313,310	9.49%
高血圧性疾患	242,865,900	6.02%
その他の眼及び付属器の疾患	217,239,690	5.38%
その他の悪性新生物<腫瘍>	200,651,710	4.97%



(3) 保健事業

事業名	事業概要									
健康診査事業	生活習慣病の早期発見及び健康意識の高揚を図るため、人間ドック費用の一部を助成する。									
訪問事業	重複・多受診者、多剤・重複投薬者を訪問し、患者や家族に対し適切な保健指導を行う。									
レセプト点検事業	レセプトの内容点検の充実を図り、医療費の適正化を図る。									
医療費通知事業	被保険者に医療費内容を通知し、健康管理を啓発し、国保事業の健全運営を図る。									
後発医薬品差額通知事業	被保険者に後発医薬品を使用した場合の差額を通知し、医療費削減の啓発を図る。									
特定健康診査事業	<p>生活習慣病の早期発見及び健康意識の高揚を図るため、健康診査を実施する。 実施期間: 毎年6月～翌年2月 受診率: 42.6%(令和5年度法定報告値) 内臓脂肪症候群判定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">性別</th> <th style="background-color: #90EE90;">基準該当者割合</th> <th style="background-color: #90EE90;">予備群該当者割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>29.3%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>8.8%</td> <td>4.4%</td> </tr> </tbody> </table>	性別	基準該当者割合	予備群該当者割合	男性	29.3%	12.3%	女性	8.8%	4.4%
性別	基準該当者割合	予備群該当者割合								
男性	29.3%	12.3%								
女性	8.8%	4.4%								
特定保健指導事業	<p>特定健康診査の結果から指導基準に該当した方に、生活習慣改善の指導・助言を行う。 実施期間: 毎年7月～翌年9月 保健指導利用率(令和5年度法定報告値)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">区分</th> <th style="background-color: #90EE90;">積極的支援</th> <th style="background-color: #90EE90;">動機付け支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者の割合</td> <td>84.5%</td> <td>93.7%</td> </tr> <tr> <td>終了者の割合</td> <td>75.0%</td> <td>86.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	積極的支援	動機付け支援	利用者の割合	84.5%	93.7%	終了者の割合	75.0%	86.0%
区分	積極的支援	動機付け支援								
利用者の割合	84.5%	93.7%								
終了者の割合	75.0%	86.0%								
生活習慣病重症化予防事業	<p>医療費が高額となる人工透析治療への移行を予防することで、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">事業方針</td> <td> ①糖尿病性腎症患者の早期発見 →尿中微量アルブミン検査の実施 ②糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携 ③特定健診受診率向上 ④市民への啓発活動の強化 →健康セミナー、健康啓発イベントなど </td> </tr> <tr> <td>糖尿病性腎症重症化予防プログラム</td> <td> 糖尿病性腎症2期・3期の方を対象とした保健指導プログラム 内容: 面接、電話による保健指導、実施期間: 6月間 </td> </tr> </tbody> </table>	事業方針	①糖尿病性腎症患者の早期発見 →尿中微量アルブミン検査の実施 ②糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携 ③特定健診受診率向上 ④市民への啓発活動の強化 →健康セミナー、健康啓発イベントなど	糖尿病性腎症重症化予防プログラム	糖尿病性腎症2期・3期の方を対象とした保健指導プログラム 内容: 面接、電話による保健指導、実施期間: 6月間					
事業方針	①糖尿病性腎症患者の早期発見 →尿中微量アルブミン検査の実施 ②糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携 ③特定健診受診率向上 ④市民への啓発活動の強化 →健康セミナー、健康啓発イベントなど									
糖尿病性腎症重症化予防プログラム	糖尿病性腎症2期・3期の方を対象とした保健指導プログラム 内容: 面接、電話による保健指導、実施期間: 6月間									

事業名	事業概要
第3期データヘルス計画の策定	<p>第3期島田市国民健康保険データヘルス計画を令和6年3月に策定</p> <p>① 計画期間 令和6年度から令和11年度までの6年間</p> <p>② 内 容 島田市の現状分析と健康課題、前期計画の結果と評価、次期計画における保健事業の方針と目標</p> <p>③ そ の 他 第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画を含めて策定</p>
広報・啓発事業	<p>①健診未受診者受診勧奨事業 →AIを活用した受診勧奨事業</p> <p>②日曜特定健診</p> <p>③イベント等におけるPR →世界糖尿病デーPRなど</p> <p>④国保新規加入者への特定健診の案内チラシ配布</p> <p>⑤保健委員、健康アンバサダーへの伝達</p> <p>⑥街頭広報</p> <p>⑦ポスター掲示</p> <p>⑧広報紙掲載</p>
健康セミナー事業	糖尿病性腎症重症化予防セミナーなど
特定健診40歳前受診勧奨事業	<p>35～39歳(年度末時点の年齢)の方を対象に、特定健診・特定保健指導と同等の健康診断、保健指導を実施することで、受診の習慣付け、若年からの生活習慣の改善を図る。</p> <p>①若年層健診 受診率:12.3%</p> <p>②若年層保健指導 動機付け支援 実施率:50.0% 積極的支援 実施率:80.0%</p> <p>※受診率、実施率はともに令和5年度実績</p>
島田市TE・Aプロジェクト(減塩普及啓発事業)	<p>高血圧などの生活習慣病予防のため、TE・A(適塩アクションプロジェクト)として「適塩」の普及啓発を行う。</p> <p>※適塩:適切な塩分摂取量を知り、適切な塩分の摂取を目指す取組</p> <p>【事業実績(令和5年度)】</p> <p>①情報発信(動画情報の発信など)</p> <p>②他機関との連携</p> <p>③適塩マイスター講座</p> <p>④適塩マイスター店(適塩マイスター講座受講店舗・適塩メニューを作成した店舗)</p> <p>⑤健康教育</p> <p>⑥スーパーとの連携(適塩メニューのお弁当の販売、出張健康相談など)</p>

(4) 国民健康保険税の概要

1. 賦課の概要

税・料の種別	税		
賦課期日	4月1日		
賦課額	①基礎課税額(医療費に充てる国保税)		
	所得割率	均等割額	平等割額
	100分の6.6	27,800円	21,600円
	②後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者医療制度に納める国保税)		
	所得割率	均等割額	平等割額
	100分の1.9	8,000円	8,000円
	③介護納付金課税額(介護保険に納める国保税)		
	所得割率	均等割額	
	100分の1.8	12,600円	
賦課限度額	基礎課税額	後期高齢者支援金等 課税額	介護納付金課税額
	650,000円	220,000円	170,000円

2. 国保税の減額

(ア) 低所得者世帯に対する軽減

世帯の前年の所得額により、各区分(1の①～③)のそれぞれに以下の減額を適用

前年の所得額	減額する割合
{43万円+(給与所得者等(※1)の数-1)×10万円}以下の世帯	均等割額・平等割額の7割
{43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(被保険者数(※2)×29万5,000円)}以下の世帯	均等割額・平等割額の5割
{43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(被保険者数×54万5,000円)}以下の世帯	均等割額・平等割額の2割

※1:給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける人をいう。

※2:被保険者には、同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人を含む。

(イ) 未就学児均等割額に対する軽減

未就学児(0歳から6歳に達する日以後最初の3月31日までの児童)1人につき1の①②の均等割額それぞれに5割の軽減を適用

※上記(ア)の対象世帯は上記の軽減適用後の額に本軽減を適用

(ウ) 特例対象被保険者等(非自発的失業者)に対する軽減

会社の倒産や解雇等の理由により国民健康保険に加入した被保険者(非自発的失業者)に、申請に基づき所得割の算定対象となる所得の軽減を適用

対象	失業日に65歳未満の雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者
軽減期間	離職日の翌日の属する月から当該月の属する年度の翌年度末まで
軽減内容	離職者の所得額のうち、給与所得を100分の30として所得割額を算定

(エ) 後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の緩和

後期高齢者医療制度の創設により、国保税が急激に増加することがないように激変緩和措置を実施

④ 特定同一世帯・特定継続世帯(国保加入者が1人だけの世帯)での軽減

対象	国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者と引き続き同一世帯であり、国保加入者が1人となる世帯
軽減期間	5年間(特定同一世帯)、その後3年間(特定継続世帯)
軽減内容	特定同一世帯: 平等割の2分の1 特定継続世帯: 平等割の4分の3

⑤ 旧被扶養者(社会保険等で扶養されていた人)に対する軽減

対象	社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者に扶養されていた人が国民健康保険に加入する場合
軽減期間	資格取得日から2年経過した日の属する月まで(均等割、平等割のみ)
軽減内容	所得割: 免除 均等割: 2分の1((ア)の7割・5割軽減対象の世帯には適用しない) 平等割: 2分の1

3. 国保税の減免

災害で資産の損失が著しいと認めるときや失業・廃業・災害・疾病等により所得が著しく減少したときなどのやむを得ない事情により、国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減額又は免除を行う。

4. 納期

区分	納付方法	納期
普通徴収	納付書又は口座振替	7月～2月の各月末日(※)
特別徴収	公的年金からの天引き	4月～2月の年金支給日

(※) 当該日が土・日・休日の場合は当該日の翌日

①国保税賦課割合及び税率

区分		令和5年度			令和6年度		
		医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
賦課割合(%)	所得割	51.06	48.85	55.54	52.44	50.21	56.23
	均等割	33.08	31.63	44.46	32.06	30.69	43.77
	平等割	15.86	19.52	-	15.50	19.10	-
税率	所得割(%)	6.60	1.90	1.80	6.60	1.90	1.80
	均等割(円)	27,800	8,000	12,600	27,800	8,000	12,600
	平等割(円)	21,600	8,000	-	21,600	8,000	-
賦課限度額(円)		650,000	200,000	170,000	650,000	220,000	170,000
法定賦課限度額(円)		650,000	220,000	170,000	650,000	240,000	170,000

②国保税1世帯当たり及び被保険者1人当たり調定額

(本算定時)

区分		令和5年度	令和6年度	
一世帯当たり	調定額	医療分	99,369 円	100,617 円
		支援金分	29,804 円	30,368 円
		介護分	27,026 円	26,823 円
	前年比	医療分	△2.98%	1.26%
		支援金分	△2.85%	1.89%
		介護分	△2.59%	△0.75%
一人当たり	調定額	医療分	65,191 円	66,704 円
		支援金分	19,553 円	20,132 円
		介護分	21,854 円	21,694 円
	前年比	医療分	△0.86%	2.32%
		支援金分	△0.73%	2.96%
		介護分	△2.19%	△0.73%

③軽減の状況

(本算定時)

年度	区分	対象世帯数(世帯)				軽減税額(円)		
		7割	5割	2割	計	均等割額	平等割額	計
R02	医療分	3,110	2,150	1,630	6,890	141,331,725	70,289,865	211,621,590
	支援金分	3,110	2,150	1,630	6,890	40,670,835	26,033,131	66,703,966
	介護分	1,168	663	575	2,406	17,013,360	0	17,013,360
R03	医療分	3,174	2,090	1,611	6,875	140,227,787	70,538,850	210,766,637
	支援金分	3,174	2,090	1,611	6,875	40,353,122	26,125,316	66,478,438
	介護分	1,130	635	528	2,293	16,431,975	0	16,431,975
R04	医療分	3,187	2,031	1,549	6,767	135,666,383	68,587,965	204,254,348
	支援金分	3,187	2,031	1,549	6,767	39,040,404	25,402,676	64,443,080
	介護分	1,149	579	498	2,226	16,042,110	0	16,042,110
R05	医療分	3,153	1,984	1,493	6,630	131,817,049	67,123,350	198,940,399
	支援金分	3,153	1,984	1,493	6,630	37,932,709	24,860,249	62,792,958
	介護分	1,169	575	449	2,193	16,085,475	0	16,085,475
R06	医療分	2,992	1,853	1,389	6,234	122,490,615	62,996,625	185,487,240
	支援金分	2,992	1,853	1,389	6,234	35,248,846	23,331,832	58,580,678
	介護分	1,175	575	430	2,180	16,035,915	0	16,035,915

④納付方法別割合

(本算定時)

年度	世帯数(世帯)				割合(%)			
	口座振替	直納	特徴のみ	計	口座振替	直納	特徴のみ	計
R02	6,918	3,704	2,412	13,034	53.1	28.4	18.5	100
R03	6,752	3,536	2,528	12,816	52.7	27.6	19.7	100
R04	6,798	3,671	2,320	12,789	53.2	28.7	18.1	100
R05	6,480	3,593	2,138	12,211	53.1	29.4	17.5	100
R06	6,178	3,476	2,082	11,736	52.7	29.6	17.7	100

⑤令和6年度所得段階別の世帯数

(本算定時における賦課期日(4月1日)現在の状況)

区分	所得なし	50万円以下	50～100万円	100～200万円	200～300万円
世帯数 (世帯)	2,978	1,749	1,605	2,741	1,217
割合(%)	25.7	15.1	13.9	23.7	10.5
被保険者数 (人)	3,486	2,191	2,311	4,369	2,251
割合(%)	19.9	12.5	13.2	24.9	12.9
区分	300～500万円	500～700万円	700～1000万円	1000万円以上	計
世帯数 (世帯)	832	227	115	118	11,582
割合(%)	7.1	2.0	1.0	1.0	100
被保険者数 (人)	1,699	599	297	311	17,514
割合(%)	9.7	3.4	1.7	1.8	100

⑥国保税収納状況

(単位:円)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年課税分	調定額		1,918,235,400	1,876,899,800	1,778,543,400
	収納額		1,878,945,402	1,823,916,032	1,717,640,300
	未納額		39,289,998	52,983,768	60,903,100
	収納率(%)		97.95%	97.18%	96.58%
滞納繰越分	最終調定額		250,426,221	189,802,757	174,913,103
	収納額		41,894,540	34,343,244	42,975,248
	不能欠損 処分額		59,853,882	34,822,363	20,080,982
	未納額		148,677,799	120,637,150	111,856,873
	収納率(%)		16.73%	18.09%	24.57%

4. 国民健康保険財政

令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の状況

(ア)歳入

(単位:千円)

科目	本年度		前年度	前年度比(%)
	金額	構成比(%)		
1 国民健康保険税	1,760,744	18.6%	1,858,259	94.8%
現年課税分	1,717,640	18.2%	1,823,916	94.2%
滞納繰越分	43,104	0.5%	34,343	125.5%
2 使用料及び手数料	40	0.0%	78	51.3%
3 県支出金	6,261,082	66.2%	6,437,274	97.3%
4 財産収入	51	0.0%	51	100.0%
5 繰入金	662,695	7.0%	669,261	99.0%
6 繰越金	722,949	7.6%	673,178	107.4%
7 諸収入	51,989	0.5%	63,444	81.9%
8 国庫支出金	182	0.0%	0	-
歳入合計	9,459,732	100.0%	9,701,545	97.5%

(イ)歳出

(単位:千円)

科目	本年度		前年度	前年度比(%)
	金額	構成比(%)		
1 総務費	159,994	1.8%	157,077	101.9%
2 保険給付費	6,094,422	69.7%	6,259,819	97.4%
療養給付費	5,260,167	60.2%	5,414,970	97.1%
療養費	38,327	0.4%	34,692	110.5%
審査支払手数料	24,192	0.3%	25,037	96.6%
高額療養費	749,625	8.6%	765,129	98.0%
移送費	0	0.0%	0	-
出産育児諸費	15,793	0.2%	12,984	121.6%
葬祭費	6,250	0.1%	6,300	99.2%
傷病手当費	68	0.0%	707	9.6%
3 事業費納付金	2,346,556	26.8%	2,394,834	98.0%
4 共同事業拠出金	0	0.0%	0	-
5 保健事業費	115,617	1.3%	119,068	97.1%
6 基金積立金	51	0.0%	51	100.0%
7 公債費	0	0.0%	0	-
8 諸支出金	27,734	0.3%	47,747	58.1%
9 予備費	0	0.0%	0	-
歳出合計	8,744,374	100.0%	8,978,596	97.4%

歳入歳出差引額

715,358 千円

5. 国民健康保険事業費納付金

【国民健康保険事業費納付金の概要】

都道府県単位の国民健康保険の事業費に対して、市町村が被保険者からの保険料等を財源として都道府県に納める納付金

(ア) 国民健康保険事業費納付金の推移

(単位:千円)

年度	医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計	前年度比(%)
R01	1,758,258	617,355	202,780	2,578,393	—
R02	1,768,867	604,191	208,406	2,581,464	100.1
R03	1,690,471	593,742	197,063	2,481,276	96.1
R04	1,626,333	573,426	195,075	2,394,834	96.5
R05	1,518,248	628,323	199,985	2,346,556	98.0

【標準保険料率の概要】

事業費納付金の納付に要する保険料総額から算定した保険料率

(イ) 標準保険料率の推移

(単位:%、円)

年度	医療分			後期支援金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
R01	6.94	26,798	19,076	2.57	10,048	7,152
R02	6.98	27,590	19,402	2.54	10,041	7,061
R03	6.93	27,560	19,353	2.53	9,973	7,003
R04	7.05	28,198	18,690	2.60	10,250	6,794
R05	6.84	27,912	18,226	3.03	11,980	7,823

年度	介護納付金分	
	所得割率	均等割額
R01	2.22	15,763
R02	2.31	16,637
R03	2.23	16,067
R04	2.34	16,761
R05	2.48	17,904

島田市 緑茶化 計画



減塩普及啓発キャラクター
ヘルシろう

※中央の緑茶化計画ロゴマークの解説

島田市民の生活や文化に根ざしている「お茶」をイメージ化しつつ、基準色を緑としました。

島田の「島」を「縞」模様、島田の田を「田んぼ形」、「日の丸」の形状、「大井川」の川を3本の青い縦線、「島田を代表する3つのお茶」（島田茶、金谷茶、川根茶）を3本の緑の模様、それを「結」ぶことでロゴ化しました。

それらを結ぶことで、日本の伝統的な模様である「算木くすし」となるようにもしました。